

令和7年6月

セーフティネット2・5号の認定について

令和7年6月にセーフティネット2・5号認定を申請する際にご準備いただく様式及び売上月、疎明資料、添付書類、注意点についてご案内いたします。

<6月の変更点>

- ① 把握する売上月が1月ずつ変わります。
- ② 「4」の期限を6月11日（水）とします。

※ 認定申請時の混雑を緩和し円滑な認定書発行を継続するため、売上疎明資料等は必ず検算を行い資料間の不整合がないように確認する、見込み額の計算根拠を明確にする等、ご協力をお願いいたします。また、提出様式等は、以下のホームページからダウンロードしていただくことが可能ですので、ご利用ください。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1415/p003138.html>

1 6月の様式及び売上月について

令和7年6月の各種認定の様式は原則として、以下のとおりです。

認定区分		様式	売上月
2号		2号（①-イ、①-ロ）	<u>令和7年5・6・7月</u> （やむを得ない事情がある、 又は資料が試算表の場合は <u>令和7年4・5・6月</u> ）
5号	売上高要件	5号イ-①、イ-②	<u>令和7年1月～5月</u> の直近の3月
	利益率要件	5号ロ-①、ロ-②	

※1 売上月については、試算表又は内容証明をした内訳資料（「2」でご説明します。）等で把握ができる直近のものとなります。（例：5・6・7月の売上を把握しているのに4・5・6月の売上で認定申請していただくことはできません。）

※2 2号認定（①-イ、①-ロ）及び5号認定（5号イ-①、イ-②、ロ-①、ロ-②）は、前年同期と比較してください。ただし、天災その他やむを得ない事情により前年同期の月平均売上高または月平均売上高営業利益率が、当該事情の生じた事業年度またはその直前の事業年度における月平均売上高または月平均売上高営業利益率に比して著しく低い場合は前年以前比較可能。また著しく低い場合は、20%以上の減少を指します。

（2頁目に続きます。）

2 売上疎明資料について

売上疎明資料として、以下の(1)～(4)のいずれかの書類を添付してください。

- (1) 日毎又は受注先毎の内訳のある資料に内容証明をしたもの（原則として直近の3・4・5月の売上のみこの方法によることができます。）
- (2) 試算表（月毎の損益計算書）※利益率要件の場合は直近3か月、前年度同期の2年度分。前年以前比較の場合は、前年以前同期の3年度分。
- (3) 法人税確定申告書の法人事業概況説明書
- (4) (1)、(2)、(3)により難しい場合は、納品書・請求書等内容を証明できる資料

※ (1)、(2)、(3)、(4)の整合（試算表と概況書の月毎売上額の一致、税別・税込・少額売上の有無等）にご注意ください。

※利益率要件（ハ）を利用の場合は、試算表のみとし、該当月であっても内容証明をしたものは疎明資料として扱えません。指定事業と非指定事業を兼業している場合は、それぞれの事業ごとの売上高営業利益率の把握が必要であり、事業毎の試算表を用意いただく必要があります。

【内容証明とは？】

疎明資料の余白に「（例）〇月分の売上はこの書類の内容で相違ありません。」等と記載し、住所・名前・代表者名（法人のみ）を記入したうえで押印をしてください。資料が複数枚になる場合は、袋とじにして割り印を押す等、一連の資料であることを明確にしてください。押印をする方は認定申請者、税理士、委任を受けた金融機関支店の支店長のいずれかとしします。（金融機関の場合は、住所・名前・金融機関名・支店名・支店長名を記入し、金融機関支店の印を押印してください。また、税理士の場合は日毎又は受注先毎の内訳は不要です。）

3 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

- (1) 認定申請書 2部
- (2) 減少率計算の基礎 1部
- (3) 法人税の確定申告書（法人）又は確定申告書（個人）の写し（直近1年度分。前年以前と比較する場合は、直近1年度分（前年度分）と比較する前年以前年度分。）
※下欄の注意点をご確認ください。
- (4) 商業登記簿謄本（登記事項全部証明書）の原本又は写し
- (5) 売上疎明資料（「2」のとおり）
- (6) 取引依存度疎明資料（「2」に倣い内容証明をしたものが2号認定の場合のみ必要）

(3)の申告書については、認定申請時の負担軽減のため、提出する写しは以下の部分のみとします。

＜法人税の確定申告書（法人）＞

- ・別表1「各事業年度の所得に係る申告書（1枚） ・法人事業概況説明書（両面）
- ・決算書（決算報告書表紙から個別注記表まで）

＜確定申告書（個人）＞

- ・第1表（確定申告書）（1枚） ・営業所得内訳書（月別売上記載頁を含む。）
- ・不動産所得内訳書（ある場合のみ、月別売上記載頁を含む。）

4 5月中に作成した資料を6月に提出する場合の提出日について

「1 6月の様式及び売上月について」によらない、5月中に作成した資料については、原則として6月11日（水）まで提出していただけます。